

1. 施設名 富田林市ケアセンター

2. 現在

- (1) 指定管理者 一般財団法人 富田林市福祉公社
- (2) 指定期間 平成31年度～平成35年度

3. 次期

- (1) 候補者 未定
- (2) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

4. 選定方法及び理由

- (1) 選定方法 公募による
- (2) 上記の理由

「富田林市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」第2条による。

【指定管理者による運営継続を希望する理由について】

ケアセンターは平成18年度より、民間事業者の優れた経営ノウハウや技術等を活用することにより、管理経費の縮減、利用者へのサービス向上等を図ることを目的に指定管理者制度を導入している。

令和5年2月に富田林市ケアセンターあり方検討委員会による「富田林市ケアセンターの運営等のあり方についての意見書」の中で、「指定管理者による施設の一体的な管理運営を継続する」ことが妥当であるとの意見が示された。

次期も指定管理者による運営を行うことにより、さらなる運営経費の軽減や魅力的な事業の展開を期待し、引き続き令和6年度以降も指定管理者による運営継続を希望するものである。

1. 施設名 富田林市立コミュニティセンター

2. 現在

- (1) 指定管理者 社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会
- (2) 指定期間 平成31年度～平成35年度

3. 次期

- (1) 候補者 未定
- (2) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

4. 選定方法及び理由

- (1) 選定方法 公募による
- (2) 上記の理由

「富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」第2条による。

【指定管理者による運営継続を希望する理由について】

コミュニティセンターは平成18年度より、民間事業者の優れた経営ノウハウや技術等を活用することにより、管理経費の縮減、利用者へのサービス向上等を図ることを目的に指定管理者制度を導入している。

次期も指定管理者による運営を行うことにより、効率的かつ効果的な運営、新しいイベントの提案などコミュニティ施設として、さらなる世代間交流の活性化を期待し、引き続き令和6年度以降も指定管理者による運営継続を希望するものである。

1. 施設名 富田林市立コミュニティセンター

2. 現在

- (1) 指定管理者 社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会
- (2) 指定期間 平成31年度～平成35年度

3. 次期

- (1) 候補者 未定
- (2) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

4. 選定方法及び理由

- (1) 選定方法 公募による
- (2) 上記の理由

「富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」第2条による。

【指定管理者による運営継続を希望する理由について】

コミュニティセンターは平成18年度より、民間事業者の優れた経営ノウハウや技術等を活用することにより、管理経費の縮減、利用者へのサービス向上等を図ることを目的に指定管理者制度を導入している。

次期も指定管理者による運営を行うことにより、効率的かつ効果的な運営、新しいイベントの提案などコミュニティ施設として、さらなる世代間交流の活性化を期待し、引き続き令和6年度以降も指定管理者による運営継続を希望するものである。

1.施設名 すばるホール

2.現 状

- (1) 指定管理者 公益財団法人 富田林市文化振興事業団
- (2) 指定期間 令和元年度～令和5年度

3.期 間

- (1) 候補者 未定
- (2) 指定期間 令和6年度～令和10年度

4.選定方法及び理由

- (1) 選定方法 公募による
- (2) 上記の理由

「富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」第2条による。

すばるホールの指定管理運営については、これまで4期18年が経過した中で、一定の成果を上げてきているが、さらなる業務改善、新規事業の開拓などの積極的な取り組みが必要であり、公募選定により、民間活力による幅広い提案・運営を期待するものである。

○施設の特性を活かした、市民文化の向上に関する魅力的な事業や新たな企画、イベントなどの幅広い提案による最大限の活用。

○民間のノウハウによる施設の有効利用の推進と市民サービスの向上。

○施設の老朽化が進んでいく中、より効果的、効率的な施設管理。

1. 施設名 富田林市市民会館

2. 現在

- (1) 指定管理者 アクティオ株式会社
- (2) 指定期間 平成31年度～令和5年度

3. 次期

- (1) 候補者 未定
- (2) 指定期間 令和6年度～令和10年度

4. 選定方法及び理由

- (1) 選定方法 公募による
- (2) 上記の理由

「富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」第2条による。

【指定管理者による運営継続を希望する理由について】

市民会館の指定管理者による運営は、民間のノウハウを最大限活用し、施設の有効利用・市民サービス向上を目指すとともに、民間活力による魅力的な提案を期待し、指定管理者制度を導入し、大きな成果を上げているところである。次期も指定管理者による運営を行った場合、下記の理由により、さらなる効率的・効果的な運営、向上策、新しい提案が見込まれる。このため、令和6年度以降も引き続き、指定管理者による運営を行うものである。

- (ア) 施設の特性を活かした、市民コミュニティ向上に関する事業や新たな企画、イベントなど、民間のノウハウを最大限に活用するため。
- (イ) 施設の有効利用の推進と市民サービスの向上に寄与するため。
- (ウ) 施設が老朽化する中、より効果的、効率的に施設管理を行うため。

1. 施設名 富田林市立市民総合体育館他21施設および富田林市立総合スポーツ公園

2. 現在

(1) 指定管理者 美津濃株式会社

(2) 指定期間 平成31年度（令和元年度）4月1日～令和6年3月31日

3. 次期

(1) 候補者 未定

(2) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

4. 選定方法及び理由

(1) 選定方法 公募による

(2) 上記の理由

「富田林市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」第2条による。

【指定管理者による運営継続を希望する理由について】

富田林市立市民総合体育館他21施設および富田林市立総合スポーツ公園は、民間業者等の有するノウハウを活用した効果的・効率的な運営、また、業務効率化による利用者サービスの向上や非常時における横断的な体制の構築を目指し、一体として指定管理者制度を導入し、運営を行っているところである。

現在の指定管理者ミズノグループの運営においては独自性を持ったイベント・自主事業を展開し、継続した施設利用につなげるよう工夫を凝らしており、結果、利用率の向上、利用者数の増加につながってきている。また、施設管理面においても、レンタル品・物品販売などの充実、年次計画に基づいた器具・備品の交換・修繕が行われるなど施設利用の利便性の向上に努めているほか、人員面においても繁忙期には仕様書水準を超える人員数の配置といった柔軟な対応をとり、万全の安全管理体制が整えられるなど、民間事業者ならではの強みを生かした管理運営が実施されている。

以上が現在の指定管理者による管理運営の現状であるが、教育委員会と指定管理者との連携協力の中で、利用者本位の管理運営体制と利用団体・利用者のバックアップやフォロー体制を構築し、利用者サービスの向上に努めてきたものであり、施設の管理運営に関しては、民間事業者による柔軟性、独自性、創造性を発揮させ、利用団体・利用者、ひいては市全体のスポーツ振興には教育委員会と民間事業者が一体となって取り組んでいくという仕組みが定着しており、その仕組みの結果、コロナ禍にあっても利用者本位の運営体制を実施できたものと考えられる。

以上のとおり、管理運営及びハード面においては指定管理者に力を発揮させ、利用者のバックアップをはじめとした市のスポーツ振興は行政と連携して行うことにより、ソフト面においても今後、さらなる向上が見込まれる。

よって、令和6年度以降も引き続き指定管理者制度による運営継続を希望するものである。